
第2期道路・公園施設等包括管理事業者選定に関する発注者支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年3月
明和町

第1 目的

明和町では、少子高齢化が進展するなかで、インフラ資産の老朽化、維持管理費の増加が喫緊の課題である。将来にわたりインフラ資産を安全に安心して利用し続けられるようにするために、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、効率的・効果的な維持管理を図っている。本業務は、令和6年度に事業開始した明和町道路・公園施設等包括管理（以下「包括委託」という。）について、これまでの履行状況やモニタリング結果を検証し、第2期包括委託に向けて事業スキームの見直しを行うとともに、管理対象領域の拡大可能性を検証し、町全体のインフラ維持管理の効率化・高度化を図るため、公募型プロポーザルにより企画提案を受け、効果的で実現性の高い事業スキーム等を検討するのに適した事業者を選定することを目的とする。

第2 業務概要

1. **業務名**：第2期道路・公園施設等包括管理事業者選定に関する発注者支援業務委託
2. **業務内容**：別添の仕様書のとおり
3. **委託期間**：契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで
4. **提案上限額**：5,808,000円（消費税及び地方消費税含む）
上限金額を超える提案は受け付けない。

第3 参加資格要件等

本業務への参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たしていること。

1. 過去5年間に元請として完了した以下の実績を有すること。
 - ・**同種業務**：中部東海圏（三重・愛知・岐阜・静岡）において道路・公園管理の包括委託に関する検討業務
 - ・**類似業務**：中部東海圏（三重・愛知・岐阜・静岡）において道路等インフラ維持管理に関する官民連携手法の検討業務
2. 上記「同種又は類似業務」に管理技術者又は担当技術者として従事した経験を有する管理技術者を配置できること。また、実施体制に「認定アセットマネージャー国際資格」を保有する技術者を配置できること。
3. 現行の明和町入札参加者資格名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者。
4. 三重県内に本店・支店・営業所・事務所等を有していること。
5. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
6. 租税（法人税、住民税、消費税等）及び労働保険料を滞納していないこと。
7. 更生・再生手続中でないこと（決定を受けている場合を除く）。
8. 暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。

第4 選定方法

1. 受託者は、選定委員会の審査に基づき、明和町長が決定する。
2. 参加資格については、参加資格要件に基づき審査事務局が審査する。
3. 提案審査を踏まえ、評価得点が最も高い者を優秀提案事業者として選定する。
4. 評価点が同点の場合は見積価格が安価な者を優先し、さらに同点の場合は抽選とする。
5. 優秀提案事業者を優先交渉権者とし、業務契約書（以下「契約書」という。）の作成に関する諸条件について、発注者と詳細協議を進める。
6. 優先交渉権者は、発注者と詳細協議を行い、協議が成立した場合には受託業者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、次点の者と順次交渉を行い、契約を締結することとする。

第5 実施スケジュール

項目	期日・期間等
公告（町ホームページに掲載）	令和8年3月23日(月)
質問の受付	令和8年3月27日(金) 午後3時まで
質問に対する回答	令和8年3月30日(月)
参加申込書提出期限	令和8年4月1日(水) 午後5時まで
参加決定通知の発送	令和8年4月3日(金)
企画提案書の受付	令和8年4月10日(金) 午後5時まで
審査日（プレゼンテーション）	令和8年4月20日(月)
審査結果通知および契約締結	令和8年4月下旬

第6 質問書の提出

1. 受付期間：令和8年3月23日(月)～令和8年3月27日(金) 午後3時まで
2. 提出方法：様式第1号を事務局あてに電子メールで送付し、送信した旨を電話で連絡すること。
3. 回答方法：令和8年3月30日(月)に、全社へメール回答するとともに町HPに掲載する。

第7 参加申込書の提出

1. **提出期限**：令和8年4月1日(水) 午後5時(必着)
2. **提出方法**：事務局あてに郵送(書留等)又は持参
3. **提出書類**：参加申込書(様式第2号)、誓約書(様式第3号)、会社概要(様式第4号)、実績調書(様式第6, 7号)

第8 企画提案書の提出

1. **受付期間**：令和8年4月6日(月)～ 令和8年4月10日(金)午後5時まで
2. **提出書類と部数**：
 - ・企画提案書提出書及び誓約書(様式第5号) 正本1部・副本1部
 - ・見積書(任意様式) 正本1部・副本1部
※様式は自由とするが、積算内訳を明示し、総額は消費税を含む金額とする。
 - ・企画提案書(A4判5枚以内)、業務実施体制、実施スケジュール
正本1部・副本8部
※各提出書類をPDF形式で保存したCD-Rを1枚提出すること。
3. **書式**：A4判、文字サイズ11ポイント以上(図表除く)。
綴じ方：左綴じとし、通し番号(表紙・目次を除く)を付すこと。
4. **提出方法**：事務局あてに郵送(書留等)又は持参
提出期限までに届かなかった企画提案書は無効とする
5. **その他**：
 - ・提案項目の記載がない場合には、失格となることがある。
 - ・企画提案書への見積金額範囲外の提案は認めない。
 - ・企画提案書等提出された書類は返却しない。なお、企画提案書は当該選定以外の目的で提案者に無断で使用しない。
 - ・企画提案書に含まれる著作物の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属する。
 - ・第三者の著作物を使用する場合は、著作権法(昭和45年法律第48号)に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得なければならない。このことに伴う、第三者の著作物の使用に関する責は、企画提案書の作成事業者に帰属する。
 - ・企画提案書等に虚偽の記載がある場合、その他選考に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合は失格とする。
 - ・提案者は、企画提案書の内容について、町から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。また、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

第9 プレゼンテーション実施要領

1. 日時及び場所

日時及び場所等の詳細については、参加を認める者に対して結果通知書兼提案依頼書を送付する際に指示する。

2. 実施方法

- ・各提案者 15 分以内とする。

なお、準備時間は上記とは別に 10 分以内（準備 5 分・撤収 5 分）とする。

- ・プレゼンテーション終了後、審査委員会から質疑を 5 分程度行う。
- ・説明は本業務を担当する配置技術者が主に行うこととする。
- ・参加人数は、説明者を含めて 3 名までとする。
- ・プレゼンテーションは、プロジェクターまたは情報機器等を活用して、提出済みの企画提案書、補足事項の説明及びデモンストレーション等により行うものとする。
- ・企画提案書以外の追加資料を配付することは原則として禁止とする。ただし、プレゼンテーション説明用にパワーポイント等を利用することは可とする。
- ・必要な機器は提案者が用意すること。ただし、電源及びスクリーンは町が準備する。

3. 注意事項

- ・指定時間に遅れるなどにより実施できなかった場合は、原則として失格とする。ただし、不測の事態で指定時間に遅れた場合はその限りではない。
- ・その他、町担当者の指示に従うこと。

第10 提案内容の審査（配点：合計 100 点）

- ① 企業の実績評価（同種・類似実績）：10 点
- ② 管理・担当技術者の評価（同種・類似実績）：10 点
- ③ 企画提案書（業務の理解度・課題等の対応方針・実施手順及びスケジュール・提案の的確性・実現性・独自性）：75 点
- ④ 見積書の妥当性：5 点

第11 その他

1. 本プロポーザルに係る経費は、全て提案者の負担とする。また、企画提案は、1 者につき 1 提案のみとする。
2. 参加決定通知の受領又は参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第 9 号）を速やかに提出すること。

3. 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
4. 審査の内容及び結果、その他プロポーザルに関して一切異議申立てはできないものとする。
5. 次の場合は、提出書類等は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出された場合
 - ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③ 提出書類等の作成に当たって不正行為が判明した場合
 - ④ 提出書類の内容が示された条件に適合していない場合

第12 事務局

明和町役場 建設課 管理用地係 〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945 番地
電話：0596-52-7119 / FAX：0596-52-7136 メール：kensetsu@town.mie-meiwa.lg.jp